

五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、ロゴマークの使用により五島列島（下五島エリア）ジオパークの普及啓発を図ることを目的とする。

（図柄）

第2条 ロゴマークの図柄、色指定は別図に定めるものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する著作権は、五島列島ジオパーク推進協議会（以下、推進協議会という。）に帰属するものとする。

（使用対象者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- （1）五島列島（下五島エリア）ジオパークの趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- （2）自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- （3）法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- （4）特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- （5）その他、推進協議会会長（以下、「会長」という。）がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用については、無料とする。

（使用承認の申請）

第6条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ「五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けな

ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
 - (2) 推進協議会に属する団体又は個人が五島列島（下五島エリア）ジオパークの普及の目的で使用する場合
 - (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
 - (4) その他推進協議会が特に認める団体
- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、「五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク使用許可・不許可通知書（様式第2号）」により使用希望者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

看板など長期間同じ場所に設置すると見込まれるもので、かつ営利目的でないものへのロゴマークの使用は使用期間を定めないが、設置場所やデザイン等当初の申請内容から変更が乗じた場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

（完成品の提出）

第8条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに推進協議会へ完成品を一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（使用上の順守事項）

第9条 使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部のみの使用、変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）色合いの変更（白黒で使用する場合を除く。）及び他の図形や文字と重ねての使用はしてはならない。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 使用者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク使用変更許可申請書（様式第3号）」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、「五島列島（下五島エリア）ジオパークロゴマーク使用内容変更許可・不許可通知書（様式第4号）」により使用者に通知するものとする。

(使用者の責任)

第11条 ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとし、推進協議会はその責を負わない。

(使用の禁止)

第12条 使用承認後に、この規程に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても推進協議会はその責を負わない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

平成30年9月14日施行

令和4年2月1日改定、施行

別図



五島列島ジオパーク (下五島エリア)

Goto Islands Geopark (Shimogoto Area)



プロセスカラー	特色DIC No.
1 M92	DIC92
2 M14Y100	DIC125
3 C100M33	DIC182
4 C55Y100	DIC171
5 C67M22	DIC69
6 C52M7	DIC2174
7 C45	DIC2181
8 C100Y90	DIC215
9 C20	DIC2169
10 C100Y50K60	DIC2361
11 K80	DIC525



グレースケール	
1 K60.3	
2 K23.2	
3 K49.4	
4 K27.5	
5 K33	
6 K19.7	
7 K13.5	
8 K45	
9 K6	
10 K100	
11 K80	